三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字三浦一八四・一九二・大字出谷三五一の一・三五三の二・三五六・一四七九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県高梁市巨瀬町字新太谷二六九九の五一、二六九九の五三、二六九九の七二、二六九九の七三、字和名谷片平山六六八六の四、六六八六の六
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県瀬戸内市邑久町山手字弁財天二二八六の四
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県瀬戸内市邑久町山手字弁財天二二八六の三、邑久町山田庄字立石一八九一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び瀬戸内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川一七〇の一〇
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町寺川字名ノ川一〇八の八
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大字二串字萩尾一二九五の一〇、字長迫一三三四の二一、字離尾一三三五の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　土地改良事業用地とするため（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十一年九月十八日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
上北山村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百九十五号

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第三十六条に基づく適合性検査の業務休止届出があったので、同法第四十四条第四号の規定に基づき告示する。
平成二十一年九月十八日
経済産業大臣　直嶋　正行
登録検査機関
株式会社コスモス・コーポレイション
三重県度会郡度会町大野木3571番地2
休止する適合性検査の業務の範囲
一　電線（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「基準省令」という。）第一項に係るものに限る。）
二　電線（基準省令第二項に係るものに限る。）
三　ヒューズ（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　ヒューズ（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電流制限器（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）
九　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
十　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十一　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
十二　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十三　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
十四　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十五　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
十六　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
十七　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）
十八　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）
業務休止期間
平成二十一年九月八日から平成二十一年十二月七日まで